

～横浜市消防局からのお知らせ～

家庭防災員 研修受講者 募集

2019



火災



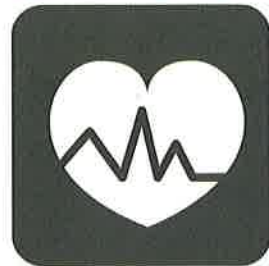
風水害



地震



AED



心肺蘇生

研修受講要領

- 申し込み：自治会・町内会を通じて推薦を受けて頂くようお願いします。
- 要件：満15歳以上の市内在住の方で、性別は問いません。
- 研修期間：1年間（過去に家庭防災員の研修を修了した方も受講できます。）
- 日程・場所：詳細は、各区の消防署からお知らせします。
- 修了証：研修修了者には市長名の「修了証」を交付します。

主な研修内容

出火防止対策や救命処置など、災害から身を守るための知識や技術を学びます。



防火研修

住宅防火対策など。



救急研修

救命処置要領
(AEDを含めた心肺蘇生法)
など。



地震研修

地震の知識や対応方法
など。



風水害研修

風水害の知識や対応方法
など。



災害図上訓練 (DIG)研修

参加者が地図に様々な情報
を書き込み、防災対策を
検討する訓練です。



スキルアップ研修

各区の実情・家庭防災員の
要望に応じたカリキュラム
(選択制)

*約3時間の研修を3～4回で修了します。(各消防署により時間と回数が異なる場合があります。)

*平日以外にも研修を行いますので、仕事をされている方でも参加できます。

*研修中に小さいお子様をお預かりする「一時託児制度」があります。

*研修内容等については、各消防署へお問い合わせ下さい。

各消防署連絡先

鶴見消防署	503-0119
神奈川消防署	316-0119
西消防署	313-0119
中消防署	251-0119
南消防署	253-0119
港南消防署	844-0119
保土ヶ谷消防署	334-6696
旭消防署	951-0119
磯子消防署	753-0119

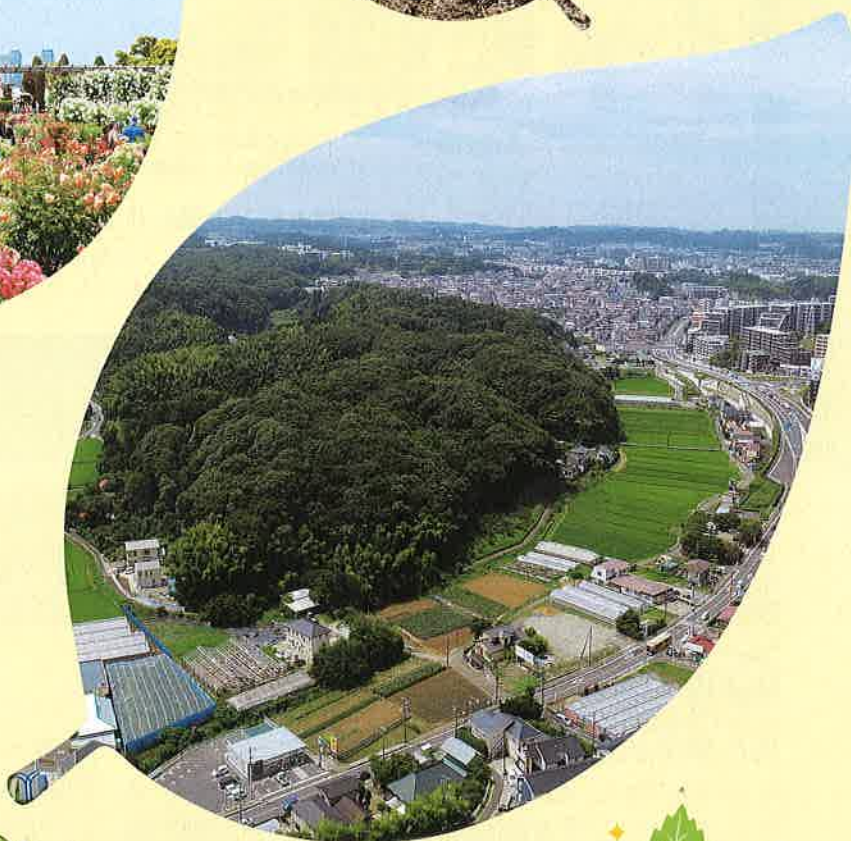
金沢消防署	781-0119
港北消防署	546-0119
緑消防署	932-0119
青葉消防署	974-0119
都筑消防署	945-0119
戸塚消防署	881-0119
栄消防署	892-0119
泉消防署	801-0119
瀬谷消防署	362-0119

平成30年11月発行 横浜市消防局予防課
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
電話 045-334-6406 FAX 045-334-6610

横浜みどりアップ計画

概要版

[2019 - 2023]



横浜みどりアップ計画とは

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」を2006(平成18)年に策定し、2016(平成28)年の改定で「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」を目標像に掲げ、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。2009(平成21)年度からは、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。これまでの取組の成果や課題、この計画の素案に対する市民意見募集の結果などを踏まえ、2019(平成31)年度以降に重点的に取り組む「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」を策定しました。

計画の理念 みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜



- 1 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します**
緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など
- 2 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます**
森の保全管理など緑の多様な機能や役割を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など
- 3 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します**
森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

これまでの成果(2009~2017年度)

市民とともに次世代につなぐ森を育む

森の保全が進展 855.6ha指定 213.1ha買取り

特別緑地保全地区、市民の森などの制度による指定を積極的に進めました。また、特別緑地保全地区などの指定地で、土地所有者の不測の事態などによる買入れ申し出に着実に対応しました。

●緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り



新規指定した特別緑地保全地区(金沢区)



土地の買取りをした市民の森(旭区)



森への関わりが広がり、深まる

森に関わるきっかけとなるイベントを開催したほか、生物多様性の保全や利用者の安全確保など、愛護会などと連携しながら良好な森を育成するための取組を進めました。

●市民協働による良好な森の育成

愛護会などと連携し、森ごとに具体的な管理の計画を定める「保全管理計画」を策定し、森づくりを推進 保全管理計画策定42か所

●樹林地維持管理助成

緑地保全制度により指定した民有樹林地の外周部などの危険・支障樹木の伐採などの管理作業を支援 803件

●森づくり活動団体への支援

市民の森や都市公園内の樹林等で活動する団体に対して、森づくり活動を支援 のべ466団体



森づくり活動団体への専門家派遣による研修(磯子区)



みどりアップ健康ウォーキング(南区)

2019年度からの取組は4ページ以降

市民が身近に農を感じる場をつくる

市内の水田の9割を保全 119.8ha保全

水稲作付の10年間継続を条件として土地所有者に奨励金を交付し、貴重な農景観である水田を保全しました。

●水田の保全



保全された水田(瀬谷区)



保全された水田(栄区)

良好な農景観の保全が進展

農業者団体が実施する農地周辺の維持管理の取組を支援したほか、意欲ある担い手に農地を長期に貸し付け耕作されたことで、良好な農景観が保全されました。

●多様な主体による農地の利用推進

 109.9ha


長期貸付を開始した農地(栄区)



長期貸付を開始した農地(神奈川区)

農とのふれあいの場が着実に増加

農園の開設40.6ha

市民ニーズに応じた多様な農園の開設のほか、直売所等への支援や農体験教室の開催を進めました。

●様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設支援や整備を推進



収穫体験農園(戸塚区)



環境学習農園(戸塚区)



農園付公園(港北区)

気軽に農を体験する

本格的に農を楽しむ

市民が実感できる緑をつくる

緑のまちづくりが進展 42地区

地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する計画を策定し、計画を実現していくための取組を、市民と協働して進めました。

●地域緑のまちづくり



緑や花で街の賑わいを創出

都心臨海部において、花や緑による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開しました。全国都市緑化よこはまフェア(2017(平成29)年)の会場として多くの方が訪れ、花や緑を楽しみました。

●都心臨海部の緑花による賑わいづくり



港の見える丘公園(中区)



グランモール公園(西区)

緑の少ない区に緑豊かな公園を開設

緑の少ない区(鶴見、神奈川、西、中、南)において緑豊かな公園の整備により緑を作り、街の魅力や賑わいづくりにつなげています。

●公有地化によるシンボリックな緑の創出



したのやちゆう 下野谷町三丁目公園(鶴見区)

効果的な広報の展開

市民の皆様幅広く計画を知っていただき、緑の活動への参加が一層増えるよう、広報よこはまへの掲載、町内会等での回覧のほか、映像の活用やイベントへの出展など、計画の内容や成果について様々な手法で積極的に広報を行いました。



アニメーションを活用したPR



イベントによるPR(保土ヶ谷区)



2019年度から始まる横浜みどりアップ計画の概要



- 横浜みどりアップ計画 [2019-2023]の特徴
- 緑の10大拠点内や市街化区域内のまとまりのある樹林地の指定を重点的に推進
 - 全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承する取組を新たに実施
 - 樹林地所有者の維持管理負担を軽減するための支援を拡充
 - 地域で愛されている並木の再生を新たに実施

計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森(樹林地)の多様な機能や役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

5か年の主な取組

- 300haの樹林地を新規指定し、買入れ申し出に対応
- 森が持つ多様な機能が発揮できるよう、良好な森づくりを推進
- 指定した樹林地における維持管理の支援
- 森に関わるきっかけとなるイベントや広報を実施

施策1 樹林地の確実な保全の推進

- 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り**
- 税の優遇措置の適用などが可能となる緑地保全制度による指定を進め、樹林地等を保全(300ha)
 - 土地所有者の不測の事態等による、樹林地の買入れ申し出に対応(113haを想定)
 - 市民の森において、散策路などの市民が自然に親しむために必要な施設を整備



市内に残るまとまりのある樹林地

施策2 良好な森を育成する取組の推進

- 事業② 良好な森の育成**
- 市民の森などのまとまった樹林を対象に、生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成、防災・減災など森が持つ多様な機能が発揮できるように、良好な森づくりを推進
 - 土地所有者の維持管理負担を軽減し、樹林地の安全性の向上などを図るため、樹林地外周部の危険・支障木のせん定・伐採や草刈り、樹林地内部の倒木や枯れ木の撤去処分などの費用の一部を助成(500件)

- 事業③ 森を育む人材の育成**
- 森づくり活動に取り組む団体への活動に対する助成や、専門家派遣による支援を実施(150団体)



森の中でのイベント

施策3 森と市民とをつなげる取組の推進

- 事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり**
- 各区での催し等において、森に関わるきっかけとなり、環境を学ぶ機会にもなるイベントを実施(180回)
 - ウェルカムセンターにおいて、市民が森について理解を深めるための取組を推進(50回)



計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

5か年の主な取組

- 多様な機能を有する水田の継続的な保全を支援
- 様々な市民ニーズに合わせた農園を開設するなど、農とふれあう機会を提供
- 身近に農を感じ、市民や企業と連携した地産地消の推進

施策1 農に親しむ取組の推進

- 事業① 良好な農景観の保全**
- 水田景観の保全や多様な機能が発揮できるよう、水稲の作付を10年間継続することを条件に奨励金を交付(125ha)
 - 農地縁辺部への植栽や土砂流出防止対策など、良好な農景観を維持する活動を支援
 - 多様な主体へ農地を貸し付けられるよう、遊休化した農地の復元を支援(1.5ha)



保全された水田

- 事業② 農とふれあう場づくり**
- 収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園を開設(22.8ha)
 - 横浜ふるさと村や恵みの里等で農体験教室などを実施(450回)

施策2 地産地消の推進

- 事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進**
- 直売所や加工所に必要な設備の導入や、青空市・マルシェの開催等を支援(285件)
 - 「横浜農場」を活用した市内産農畜産物のブランド化に向けたプロモーションを強化



都心臨海部のマルシェ

- 事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開**
- 地産地消を広げる人材(はまふうどコンシェルジュ)の育成や活動の支援(150件)
 - 生産者と企業等とのマッチングなどにより、連携を推進(50件)

効果的な広報の展開

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、戦略的な広報を展開します。

- 事業① 市民の理解を広げる広報の展開**
- 広報よこはま等の広報紙への記事掲載
 - 広告、動画等の各種メディアを活用したPR
 - メールマガジンやソーシャルメディア等による情報発信
 - 取組に基づいて実施したことを示す現地掲示(プレート)
 - 実績リーフレット作成、自治会・町内会への説明や回覧
 - ホームページの充実
 - 緑に関するイベントでのPR

計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

5か年の主な取組

- 地域で愛されている並木を再生
- 地域が主体となる地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組を推進
- 子どもが多くの時間を過ごす場での緑の創出・育成を推進
- 多くの市民が訪れる場所で緑花による魅力ある空間づくりを推進

施策1 市民が実感できる緑をつくり、育む取組の推進

- 事業① まちなかでの緑の創出・育成**
- 各区の主要な公共施設・公有地において、緑を充実させる取組を推進(36か所)
 - 老木化した桜並木などの地域で愛されている並木の再生や、街路樹を良好に維持管理することにより、街路樹による良好な景観を創出・育成
 - 多くの市民の目にふれる場所で土地利用転換などの機会に用地を確保し、緑豊かな空間を創出するほか、地域に親しまれている花畑や名所などが、所有者の不測の事態等により存続が困難な場合に用地を取得し、地域のシンボリックな空間として保全



地域で愛されている桜並木

施策2 緑や花に親しむ取組の推進

- 事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり**
- 地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する取組を支援(新規30地区)
 - 緑や花に親しむ市民の盛り上がりや醸成していくため、地域に根差した各区での取組を推進

- 事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成**
- 子どもが多くの時間を過ごす保育園、幼稚園、小中学校での緑を創出する取組を推進(100か所)

- 事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成**
- 都心臨海部や全国都市緑化よこはまフェアの開催により多くの人で賑わった里山ガーデンなど、多くの市民が訪れる場所で、緑や花による魅力ある空間づくりを集中的に展開



花による魅力・賑わいの創出



計画の体系・5か年事業費

総事業費502億円(136億円)

※事業費の()はうちみどり税を記載しています ※端数調整により合計値が整合しない場合があります

計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

事業費367億円(72億円)

施策1 327億円(41億円) 樹林地の確実な保全の推進	事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り 327億円(41億円)
施策2 37億円(30億円) 良好な森を育成する取組の推進	事業② 良好な森の育成 36億円(28億円)
施策3 3億円(1億円) 森と市民をつなげる取組の推進	事業③ 森を育む人材の育成 1億円(1億円)
	事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり 3億円(1億円)

計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

事業費41億円(13億円)

施策1 37億円(13億円) 農に親しむ取組の推進	事業① 良好な農景観の保全 12億円(5億円)
	事業② 農とふれあう場づくり 25億円(8億円)
施策2 4億円(-) 地産地消の推進	事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進 3億円(-)
	事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開 0.7億円(-)

計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

事業費93億円(51億円)

施策1 55億円(35億円) 市民が実感できる緑をつくり、育む取組の推進	事業① まちなかでの緑の創出・育成 55億円(35億円)
	事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり 7億円(5億円)
施策2 38億円(16億円) 緑や花に親しむ取組の推進	事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成 4億円(0.7億円)
	事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成 27億円(11億円)

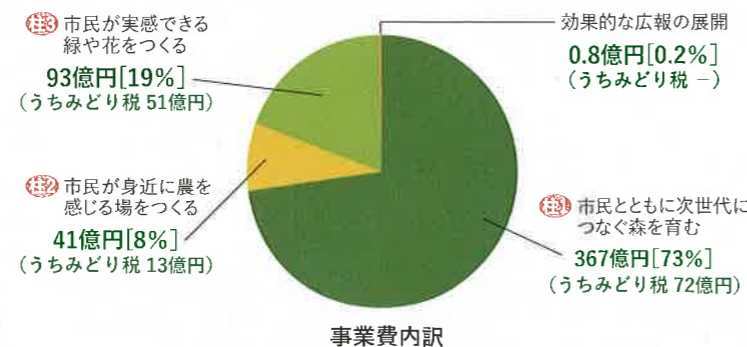
効果的な広報の展開

事業費0.8億円(-)

事業① 市民の理解を広げる広報の展開 0.8億円(-)

総事業費及び内訳

5か年総事業費 約502億円
(うちみどり税 約136億円)



計画に対する市民意見募集の結果(抜粋)

横浜みどりアップ計画の策定に向けて、2018(平成30)年1月に、2019(平成31)年度以降に重点的に取り組む緑の施策を「これからの緑の取組[2019-2023]」(素案)としてまとめ、市民意見募集を行いました。

取組の目標について

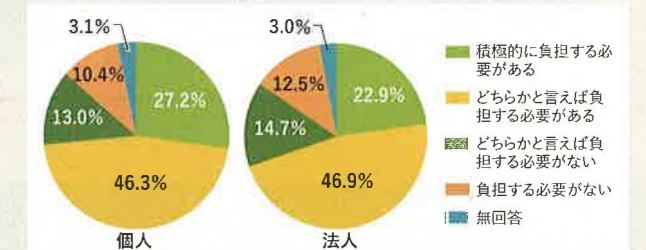
「これからの緑の取組」では、引き続き、緑の保全・創造の取組を進め、緑の減少に歯止めをかけようとしています。このことについてどう思いますか。



個人・法人とも、8~9割の方に「積極的に取り組む必要がある」又は「どちらかと言えば取り組む必要がある」とお答えいただきました。

取組に必要な財源について

「これからの緑の取組」に掲げた施策を実施するためには、安定した財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



個人・法人ともに約7割の方に「積極的に負担する必要がある」又は「どちらかと言えば負担する必要がある」とお答えいただきました。



計画を進めるにあたって

計画を進めるための財源について(横浜みどり税)

横浜市では、緑の保全・創造に取り組むために必要な、安定的な財源を確保するため、2009(平成21)年度から市民の皆様にご負担いただいている「横浜みどり税」について、引き続き2019(平成31)年度から2023(平成35)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

対象	税率
個人	市民税の均等割に年間900円上乘せ*
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除く

横浜市みどり基金と特別会計

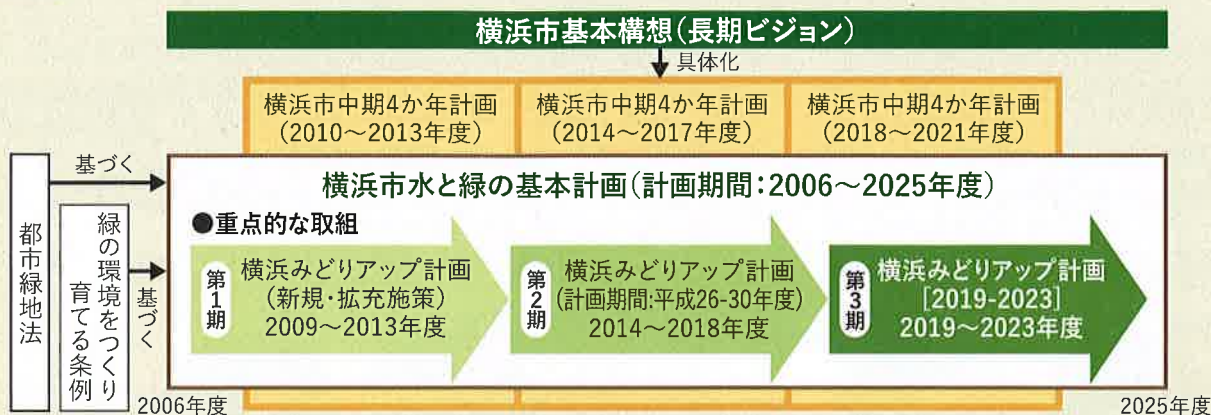
横浜みどり税は、市民税の超過課税の形でご負担をお願いするものですが、その税収の使途は横浜みどりアップ計画に限定されます。そこで、この税収を管理する基金を設置することにより、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行います。

横浜みどり税の使途を明確にするためには、横浜みどり税を充当して実施する事業のみならず、横浜みどりアップ計画全体について、その内容や進捗状況を他の施策と分離して明らかにしていく必要があります。そこで、横浜みどり税非充当事業(既存事業費等)を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の使途を明確にします。





計画の位置付け



横浜みどりアップ計画市民推進会議

「横浜みどりアップ計画」の推進に向け、市民参加の組織により、みどりアップ計画の評価及び意見・提案、市民の方への情報提供等を行うことを目的として、公募市民や学識経験者などからなる「横浜みどりアップ計画市民推進会議」を2009(平成21)年に設置しています。

市民推進会議では、全体会議や各種部会、現地調査などにより、みどりアップ計画の評価・提案に向けた議論を行っているほか、広報誌「濱RYOKU」「みどりアップQ」や報告書を発行し、市民推進会議の活動内容や、横浜みどりアップ計画の取組を紹介しています。



全体会議



調査部会



広報誌「みどりアップQ」

■お問合せ先 みどりアップ計画[2019-2023] 検索

- 「横浜みどりアップ計画」について……………▶環境創造局政策課 TEL 045-671-4214 FAX 045-641-3490 ks-mimiplan@city.yokohama.jp
- 「横浜みどりアップ計画」の各事業について……………▶環境創造局みどりアップ推進課 TEL 045-671-2712 FAX 045-224-6627 ks-midoriup@city.yokohama.jp
- 「横浜みどり税」について……………▶財政局税制課 TEL 045-671-2252 FAX 045-663-3822 za-zeisei@city.yokohama.jp

横浜みどりアップ計画 [2019-2023] 概要版

平成30年12月発行
編集・発行 横浜市環境創造局政策課



1 電子申告(e-Tax)が利用しやすくなりました!

税務署が発行した「**IDとパスワード**」があれば、「マイナンバーカード」や「ICカードリーダーライター」がなくても電子申告(e-Tax)が利用できるようになりました。

STEP 1

税務署でIDとパスワードを取得

IDとパスワードは、税務署の職員との対面による本人確認を行った後に発行します。



STEP 2

「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

税務署に行く手間がかかりません!
確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!



STEP 3

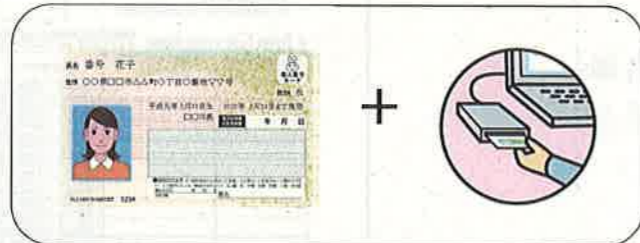
申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

STEP 4

作成コーナーからe-Taxで送信 **申告完了!**

もちろん、従来からのマイナンバー方式でも送信できます!



【e-Taxのメリット】

- ① 税務署に出向くことなく、ご自宅から申告が可能です
- ② 添付書類の提出又は提示が省略できます(5年間書類の保存が必要です)
- ③ 書面で申告書を提出した場合に比べて、還付金の早期受け取りができます



電子申告(e-Tax)を利用できない場合は、プリントアウトして、郵送等で税務署に提出することもできます。

2 税務署で確定申告書を作成する方へ

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書作成会場の開設日は**2月18日(月)**です。

(開設期間) **2月18日(月) から 3月15日(金)まで(土、日を除きます。)**

ただし、2月24日(日)及び3月3日(日)は開場しません。

(受付) **午前8時30分から午後4時まで**(提出は午後5時まで)

(相談) **午前9時15分から午後5時まで** [庁舎2階]

会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切りますので、**午後4時まで**にお越しください。

また、2月15日(金)までは税務署に申告書作成会場はありません。長時間お待ちいただくこともあります。

◎閉庁日(日曜日)における執務について

2月24日及び3月3日の日曜日に限り、確定申告書の作成アドバイス、受付等を行います。

- 当日は、電話による相談、国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。
- 申告書作成の際、平成29年分以前の申告書等の控が必要となる場合がありますのでお持ちください。

◎平成30年分申告書の提出及び納税の期限

- ・所得税及び復興特別所得税
- ・贈与税

3月15日(金)

消費税及び地方消費税

(個人事業者)

4月1日(月)

税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は納税の期限までに金融機関又は所轄の税務署等で納付していただく必要があります。

※ 税務署から納付書や納税通知等を送付することはありません。

※ 平成31年1月4日(金)から新たに「QRコード」を利用したコンビニ納付が可能となりました。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

納税には、便利な振替納税をご利用ください。

平成30年分の確定申告分の振替納付日は、

- 所得税及び復興特別所得税 4月22日(月)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 4月24日(水)

※ 振替納税をご利用いただくためには、上記の納税の期限までに手続きが必要です。

※ **贈与税は、振替納税の利用はできません。**

平成31年1月

確定申告だより

横浜南税務署

横浜市金沢区並木3-2-9

Tel (045) 789-3731 (代表)

申告書作成会場を
平成31年2月18日(月)から
開設します!

平成30年分の確定申告から、事前に税務署が発行した

IDとパスワードがあればパソコン・スマホ・タブレット端末からの**電子申告(e-Tax)**が可能となりました。

詳細は「1 電子申告(e-Tax)が利用しやすくなりました!」をご覧ください。

医療費控除について

平成29年分の確定申告から**医療費領収書の提出の代わりに**

『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

詳細は「5 医療費控除について」をご覧ください。

税務署の駐車場は大変混雑します。

駐車場が満車の場合の入庫待ちはできませんので、お車でのご来署はご遠慮ください。

(最寄り駅) シーサイドライン 幸浦駅 徒歩7分
京浜急行線 能見台駅 徒歩15分

3 「税理士による無料申告相談

～申告書を作成できます～開催日程

次の日程で《ウィリング横浜》にて開催します

2月						
日	月	火	水	木	金	土
					1●	
	4●	5●	6●	7●	8■	
会場	ウィリング横浜 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー5階					
相談時間	午前9時30分から 午後3時30分まで					
相談予定人数	2月1日(金)～2月6日(水) 各日 480名		2月7日(木)～2月8日(金) 各日 470名			

(注)「●」: 税理士による無料申告相談開催日

小規模納税者、年金受給者及び給与所得者の方を対象としております。

「■」: 税理士記念日事業「無料申告相談会」開催日

年金受給者及び給与所得者の方を対象としております。

【来場の際に注意していただく事項】

- ◆ 各日とも相談予定人数を超えた場合は、受付を早めに締め切りますのでご了承ください。
- ◆ 小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税の申告(住宅借入金等特別控除を初めて適用する場合、土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合、相談内容が複雑な場合を除く。)を対象としております。なお、**贈与税の相談は行っておりません。**
- ◆ お車での来場はご遠慮ください。
- ◆ **申告書等の提出のみの受付は行いません。**提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

【持参していただくもの】

- 確定申告に必要な書類
源泉徴収票(原本)、医療費控除の明細書や各種控除の控除証明書など
事業所得や不動産所得がある方は、収入及び経費等が分かるもの(1年分を集計したもの)
- 印鑑(認印)、電卓、ご本人の預貯金口座番号等が分かるもの
- 前年分(平成29年分)の申告書等の控、利用者識別番号・暗証番号を確認できる書類
- マイナンバーに係る本人確認書類の写し(申告書添付用)
(「6 マイナンバーの記載について」をご覧ください。)

4 医療費控除の還付申告は、区役所でも申告書を作成・提出ができます(平成30年分のみ)

給与所得者で年末調整を受けた方が、医療費控除のみを受ける還付申告の場合は、各区役所(南・港南・磯子・金沢)でも、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成・提出ができます。

(相談期間) **2月18日(月)から3月15日(金)まで**
※(土、日を除く)

(受付時間)【午前の部】午前9時から午前11時30分まで
【午後の部】午後1時から午後4時30分まで

【持参していただくもの】

- 給与所得の源泉徴収票(原本)
- 医療費控除の明細書(「5 医療費控除について」をご覧ください。)
- 印鑑(認印)、計算機、ご本人の預貯金口座番号が分かるもの
- マイナンバーに係る本人確認書類の写し(申告書添付用)
(「6 マイナンバーの記載について」をご覧ください。)

(注) 上記各区役所では、1月25日(金)以降に申告書等の用紙を配布します(枚数に限りがありますので、必要部数のみお持ちください。)。また、国税庁ホームページからダウンロードも可能です。

5 医療費控除について

平成29年分の確定申告から、**領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要**となりました(領収書の提出は不要となりました)。

申告書の作成相談をされる方は、事前に「医療費控除の明細書」を作成されるようお願いいたします(ひな型は右をご覧ください)。

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などをいいます。

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費領収書の添付又は提示によることもできます。

6 マイナンバーの記載について

平成28年分以降の確定申告書等には、税務署への提出の都度、**マイナンバーの記載** + **本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

本人確認書類

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- ・ マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ・ 自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- ・ 通知カード
- ・ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限り)ます)
- などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ・ 運転免許証
- ・ 公的医療保険の被保険者証
- ・ パスポート ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- などのうちのいずれか1つ

「医療費控除の明細書」のひな型

確定申告だより

横浜南税務署
横浜市金沢区並木 3-2-9
TEL 045-789-3731 (代表)

申告書作成会場の開設期間

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の
申告書作成会場の開設日は **2月18日(月)** です。

(開設期間) **平成 31 年 2 月 18 日(月)～3 月 15 日(金)**

土、日を除きます。

ただし、2月24日(日)及び3月3日(日)は開場します。

(受付) 午前 8 時 30 分から 午後 4 時まで

会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切りますので、**午後 4 時まで**にお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

(相談) 午前 9 時 15 分から午後 5 時まで [庁舎 2 階]

(提出) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで [庁舎 1 階]

(最寄り駅) シーサイドライン 幸浦駅 徒歩 7 分

京浜急行線 能見台駅 徒歩 15 分

※ **確定申告期間中、税務署の駐車場は大変混雑します。駐車場が満車の場合の入庫待ちはできませんので、お車でのご来署はご遠慮ください。**

「税理士による無料申告相談 ～申告書を作成できます～」の開催日程

開催期間	会場	時間
2月1日(金) ～2月8日(金)	ウィリング横浜 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー5階	午前 9 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで

※ 土、日を除きます。

※ 相談予定人数は、2月1日(金)～6日(水)は各日 480 名、2月7日(木)・8日(金)は各日 470 名です。
※ 住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合、土地、建物及び株式等の譲渡所得がある場合及び贈与税の相談は行っておりません。なお、2月8日(金)は税理士記念日事業の「無料申告相談会」として、年金受給者及び給与所得者の方を対象としております。

※ **申告書等の提出のみの受付は行いません** (提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください)。

※ お車でのご来場はご遠慮ください。

【持参していただくもの】

- 確定申告に必要な書類
源泉徴収票(原本)、医療費控除の明細書や各種控除の控除証明書など
事業所得や不動産所得がある方は、収入及び経費等が分かるもの(1年分を集計したもの)
- 印鑑(認印)、電卓、ご本人の預貯金口座番号等が分かるもの
- 前年分(平成 29 年分)の申告書等の控、利用者識別番号・暗証番号を確認できる書類
- **マイナンバーに係る本人確認書類の写し** (申告書添付用)

引越シーズン 賃貸アパートの 原状回復費用トラブルにご注意

ペット・喫煙などの汚れがあると、通常よりも原状回復費用を請求されるケースも！

クリーニング特約の有無など入居契約時に確認を！

- 退去時に敷金を大きく上回る原状回復費用を請求され納得いかない。
- 特約に書かれていないエアコンのクリーニング代が請求されている。

納得いかない場合は、費用の明細や根拠を提示してもらい、よく話し合しましょう！



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索



民児協いそご

発行：
磯子区民生委員
児童委員協議会

第 40 号
平成31年1月17日

新年のご挨拶

新年おめでとうございます。

今年は今上天皇のご退位、新天皇のご即位、改元と記念すべき年となります。

私達民生委員の一斉改選の年でもあります。時代が変わっても私たちの役割・活動は変わりません。少子高齢化・虐待・生活困難と問題は多岐にわたりますが、優しく温かく、時には強く、しなやかな心で人に寄り添い、地域に溶け込み、必要とされる機関に繋ぐ。特集にあります委員の皆様の喜怒哀楽を読み、皆様の想いが伝わり胸が熱くなりました。今年も又先ずはご自身の健康に配慮し、仲間同士支えあい、関係機関のご協力をいただきながら楽しく活動が出来たらと願っております。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

磯子区民生委員児童委員協議会会長 遠藤 洋子

平成30年度 磯子区民児協全体研修

研修は9月9日・10日に、3台の観光バスで福島県いわき市への復興視察と語り部の講話をテーマで行われました。東日本大震災から7年が経過し甚大な被害を受けたいわき沿岸部は「多重防御」で着々と復旧・復興がされていました。語り部さんから震災前の写真・震災時の写真を見せて頂き当時テレビで見た自然の脅威を思い出しました。日頃から「防災意識」を持ち自分の命は自分で守る気持ちで地域の防災訓練も参加して欲しいという事でした。震災で失った物も多かったが、またそれ以上に多くの人との繋が



語り部にお話を伺う様子



かつてはこの場所に住宅があった

り、絆、励ましなど希望に向かって今も歩み続けているという言葉と姿が心に残った研修でした。 滝頭地区 松本 和子

磯子まつりに参加しました！

台風が接近する中、磯子まつりは開催されました。当日、雨を気にしながらの準備でしたが、始まりの合図と同時に日の差す程の天気になり、小さなお子さんから大人まで大勢の人達が来場されました。民生委員・児童委員は、昔遊び、万華鏡、折紙、わらじ作りをする小学生の笑顔や一生懸命な姿を沢山見ることができました。「毎年来るよ！」と言ってくれる子、でき上がった作品を時折降る雨の中、大事そうに持って帰る子を見ると嬉しくなり、地域の良さを改めて感じる事ができたおまつりでした。



キャッピー

屏風ヶ浦第二地区 三戸 薫



台風の接近が心配される9月30日
磯子まつりが開催されました。

折り紙こまは3枚の紙を使います。1枚目は難しく小さな指先で折り目を合わせるのに苦労しています。でもこれが出来れば後は簡単。クルクル回るこまが完成。けん玉・こま回しでは競い合う親子の楽しそうな声がしています。両手で上手にお手玉を操るお父様には皆が歓声をあげました。自分の足に合わせて作るわらじ。出来上がるとキラキラする世界が見える万華鏡。皆一生懸命手を動かしていました。完成した作品を見て「上手に出来たねー」と親御さんも私たちも一安心。外は不安定な天気でしたが子供さんたちの笑顔で幸せな楽しい一日でした。

上笹下地区 両角 律子

目次

新年のご挨拶	1
全体一泊研修・磯子まつり	1
ミニ情報コーナー	1
いそごの民生委員の「喜怒哀楽」	2・3
各地区活動報告	4
民児協各部会紹介(今回は研修委員会)	4
編集後記	4

ミニ情報

意外と知られていない？磯子区民児協のあれこれをちょっとだけ紹介していきます！

Q1 民生委員は何歳までなれるの？

A1 横浜市では、民生委員は新任の場合は68歳まで、現任の場合は74歳まで。主任児童委員は新任の場合は54歳まで、現任の場合は60歳まで。(ただし、なり手を見つけることが難しい場合はこの限りではありません。)

Q2 どうやって民生委員になるの？

A2 自治会町内会等の代表で構成される地区推薦準備会で推薦され、厚生労働大臣の委嘱を受けることで民生委員になります。(主任児童委員の場合は連合地区推薦準備会で推薦されます。)



喜

★心待ちにさせていただいており、訪問した時の**笑顔**。★担当の方から町中でお会いし、**声を掛けて頂いた**とき。★訪問できない時に、簡単な手紙を書いてポストインしたら、「**気にかけてくれてありがとう**。」とわざわざ電話を頂いたこと。★担当した一人暮らしの**対象者から信頼**され、相談された困難な事を共に解決し、**感謝**された時。★見守り訪問が非常に**心強く感じて**下さって嬉しい。少しの会話でもご本人が**喜んでくれる**。★訪問したり、外でお会いした時にとても**喜んで**

頂けるのが嬉しいです。★初めてご訪問した時緊張と不安でいっぱいなのに、とても喜んでいただき「**これからよろしくね**」と優しく言われた時。★新任当初、訪問先の全員から「元気なので訪問は結構です」と言われ驚いたが、毎月訪問しいろいろな話をしていく内に**少しずつ心が開かれ**、信頼されていると感じるようになったこと。**相談される**ことも多い。★仕事の帰りに立ち寄る事が多いですが、知っている方が多いので大変ですねと声をかけてくださり、**見守ってくれていることに感謝**されます。

★自治会と一緒に食事会等を計画し、**楽しかったと笑顔で感謝**された時。★地域の子も達が、

立派に成長していく姿を折にふれ目にする度に**頼もしくもあり喜ばしくもあり**

ます。★今まで自分の用事がある場所にしか出掛ける時間がなかったので、本当

に**行動範囲が狭かった**と実感しています。研修や定例会へ行く途中で

さえ、身近にこんな場所・こんな物があつたのかと**新しい発見**が

ありました。★民生委員をつとめる事によって地域の人々との

関わりが広くなり**交流の輪が広がった**ことや、民生委員

を引き受けた事で事業の活動や行政に興味を持って**視野**

が広がったこと。★家族が無くなった一人の私が委員になり、仲間の方々に声をかけていただけるようになり、**明るく、元気に生活**できるようになりました。

★研修で、**民生委員（主任児童委員）だからこそ見**

学できる**場所**がある。★民生委員をずっとやってねと言われた

とき。★久しぶりにばったり会ったママたちが、私の事を覚えていてくれて

「**あのときあんなだった子が、こんなに大きくなりました！**」とか

「**あの時話をきいてもらえてよかったです**」と話してくれること。

★「**あのときあんなだった子が、こんなに大きくなりました！**」とか

「**あの時話をきいてもらえてよかったです**」と話してくれること。

■離れて暮らす子どもさんに、もう少し一人暮らししている親の顔を見に来てほしいと思う。

■担当している方の件で御家族に連絡を入れてもなかなか通じず再度留守電を入れても数日かかってやっと連絡がつく状態です。民生委員と御家族への緊急連絡が難しいところです。

■新しいマンションが出来るのは良いですが、中の様子がわからず訪問証を示しても**管理人等に拒否**されてしまう。■**守秘義務が厳しくて、事案のその後が分からない**事が多い。■赤ちゃんや子ども達に接する機会がある者として、児童虐待などのニュースを見るたびに、**なぜ助けられなかったのか**憤りを感じる。

■新しいマンションが出来るのは良いですが、中の様子がわからず訪問証を示しても**管理人等に拒否**されてしまう。■**守秘義務が厳しくて、事案のその後が分からない**事が多い。■赤ちゃんや子ども達に接する機会がある者として、児童虐待などのニュースを見るたびに、**なぜ助けられなかったのか**憤りを感じる。

■担当の方が**入所や入院で顔が見れない**のは哀しいです。■縁あってお会いした人が亡くなったり、ホームに入所したことです。■顔見知りになった方が**施設へ移ること**になり、引っ越された時は肩の荷が降りるというよりも、ずっと居てほしかったなと言う方が強い気持ちが分かり**さみしかった**です。■**親しく寄り添った方たちとのお別れ**。■高齢者の人数が増えてきて、**手が行き届かない**感じがする。■何度か訪問して不在などで**会えない時は心配**になる。■自分の**気持ちがうまく伝わらない**とき。

哀

★民生委員全体研修等に参加する事で他の地区の方々との交流の中での話も参考になりますし、研修先も**個人では行けない・聞けない場所が多く**楽しみの一つです。★地域の中で、民生委員の活動を通じて民生委員担当の絆やつながりができて、**新たな人間関係に発展**する場合があつて楽しい。★活動を通し、仲間との交流が

深まり、行事等を終えた時、ともに**達成感・満足感を得られた**事。

★子育てのイベント等で子ども達と触れ合っている時、天真爛漫な笑顔を見ているとこちらまで楽しい気持ちになります。

★訪問をするたびに、**あなたに会えるのが楽しい**と言ってくれるのがとてもうれしいです。

★支援者との会話の中で、人生の先輩として老いや生き方、生い立ちなど話して下さり接している中で**勉強させて**頂いている事。★高齢者や若いお母さんから**ありがとうとお手紙**がポストに入っていた時。

★お顔見知りになれた人々が嬉しそうに近寄ってきて四方

山話をしてくる事の多いこと、おだやかな空気感に包まれて楽しくもあり、嬉しく感じます。★先輩たちから**老後の生き方**を学

べる。ご近所さんを知ることができ、外を歩く時、**自ら声をかけ挨拶**するよ

うになった。★食事会、お茶会などおしゃべりしながら歌やゲームなどで交流を深め、思わず笑

顔がこぼれる様子を見た時。★高齢者の方同士が**昼食会で知り合い、お友達**になっていくこと。

★「**こんにちは赤ちゃん訪問**」は、**赤ちゃんの笑顔**と対面でき、うれしくなります。子育てに**前向きなママさん達にエール**を送れる事は楽しみでもあります。★**悩みを打ち明けられる**友人が出来て良かった。★**思わぬ所での声かけ**を頂いたり、励ましの言

葉を委員間のみならず、独居の方々や、町内の方から一言頂いた時、**活動を続けてい**

ていられる勇氣をいただけます。また、困った方が小さな事でも愚痴でも言ってくれると、**頼られている**んだと、人として認められたような気になり、次の事柄へ対する自信もわいてきて、人間関係を築く事の楽しみを（深く立ち入らないでも）覚えます。★たくさんの出会いを通して、今まで知らなかった地域活動に参加して、民生委員としてはもちろん、一住民として**楽しい時間を**過ごして

います。★年配の方々の体験や、日々の暮らしの中で直面する問題について話し、相談にのりながら、**自分自身の人生の学び**になっている。

楽

怒

緑アップ委員会・ハマロード 五街区自治会

花と緑にあふれる地域を目指し高齢者から幼児、小中学生までの多世代の交流の場をつくり、その絆から地域全体の活性化につなげたいと考えました。活動としては四季折々の花の植え替え、沿道や歩道の掃除、草取りなどハマロードサポーターとして活動を行っています。

見守りや支え合いの気持ちが生まれ、誰もが歩いていて心地良いと感じる街を実現し、次世代へとつなげていけたらと思います。 洋光台地区 及川 咲子



世代を超えた交流を図る「お楽しみ会・和」



ハッピー根岸主催で地域の方の世代間交流の場として季節にあわせたプログラムを月一回、第一土曜日の午後を楽しんでいます。<子ども日本舞踊>の華やかな雰囲気を楽しんだり<豆まき>には親子の参加があつてとても賑やかで楽しかったです。7月はペットボトルやプラコップを利用して風鈴づくりを楽しみました。折り紙で作った金魚や、綺麗なシール、ビーズなどを使って涼しげな作品が出来上がりました。お家の軒先での可愛い音色が聞こえてくるようです。

作品完成後、お茶とお菓子を頂きながら楽しそうに家族の話や健康の事などを思い思いに話をしていました。毎月お友達を誘って、是非参加してほしいと願っています。

根岸地区 東 てる代

民児協各部会紹介

磯子区民児協では3つの部会を設けていますが、前回の広報委員会に続き、今回は研修委員会を紹介します！

平成22年、民生委員を引き継ぎ、早くも8年です。私は昭和22年、この担当地区で産湯をつかり、71歳となりました。地域の環境は一変しました。湾を埋立て製油所が操業、根岸線・根岸駅は海だったのです。その過去の海が望める区役所の702号室にて3ヶ月に1回、「磯子区民生委員児童委員協議会研修委員会」が開催され、事例研究及び現在抱えている「体調不良での一人住まい」、「ゴミ」、「認知」、「生活支援」等の諸問題を個々の知識・知恵を出しあい解決を図っています。最近考えます。自分自身の生活環境も変化しています。自身の健康にも心配りすることが問題解決の第一歩と思われる。これからも元気で「ガンバリ」しましょう。

研修委員長 岩崎 義男



編集後記

2・3面に寄せられた実例について討議しました。怒・哀はありますが、喜楽の多い民生の仕事を捧命し人生豊かに送れそうです。 磯子地区 金子 明子

民生委員を委嘱され4期目になり、広報委員も11年目になります。色々な体験を積み2019年の改選の時は定年を迎えます。残りの人生に今までの経験を役立てたいと思います。 汐見台地区 萩原 良夫

40号の特集は人と関わる役目を担うことに日々取り組み努力している方々の文章をじっくり味わって頂けたら幸いです。 屏風ヶ浦第一地区 小林 槇恵

広報委員会名簿

- 根岸地区 東 てる代 ●屏風ヶ浦第一地区 小林 槇恵
- 滝頭地区 松本 和子 ●屏風ヶ浦第二地区 内山 直樹
- 岡村地区 印東 和子 ●杉田地区 中島 裕見子
- 磯子地区 金子 明子 ●上笹下地区 両角 律子
- 汐見台地区 萩原 良夫 ●洋光台地区 溝口 早苗
- 顧問 遠藤 洋子 荒井 章代 高松 弘子

自衛官候補生

応募資格が変更されました。

18歳以上**33歳**未満の者

32歳の方は応募時詳細をお問い合わせ下さい。

守りたいものは、あるか。



Japan Self Defence Forces

〒233-0002
横浜市港南区上大岡西1-17-24
自衛隊上大岡募集案内所
第3ミツワビル

TEL・FAX045(844)0895

E-mail

kamiooka-kanagawa@rct.gsdf.mod.go.jp

平和を守る、力になる。



陸海空自衛官

0120-063792



平和を、仕事にする。
陸海空自衛官募集